

社団法人 科学技術国際交流センター - 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、社団法人科学技術国際交流センター - (英文名 Japan International Science and Technology Exchange Center、略称「JISTEC」) と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都文京区白山5丁目1番3号に置く。

2 本法人は、従たる事務所を茨城県つくば市竹園2丁目20番5号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、科学技術分野における内外の交流の促進、科学技術分野の研究及び研究者への助成並びに科学技術分野の研究の促進を行うことにより、科学技術の振興を図るとともに、国際社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 科学技術分野の研究者の交流
- (2) 科学技術分野の研究及び研究者への助成
- (3) 科学技術分野の研究の支援
- (4) 内外の研究者のための生活支援
- (5) 内外の科学技術に関する情報の収集、整理及び提供
- (6) 内外の科学技術動向に関する調査及び研究
- (7) 科学技術に関するセミナー、講演会等の開催
- (8) 科学技術に関する国際会議等の開催の支援
- (9) 科学技術に関する普及啓発及び表彰
- (10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 本法人に功労のあった者又は学識経験者であって総会において推薦された者

(入退会)

第6条 正会員として入会しようとする者又は退会しようとする正会員は、会長に申し出、理事会の議決を経て、その承認を得なければならない。

2 会員が死亡し、若しくは解散し、又は除名されたときは、退会したものとみなす。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員現在数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等会員としてふさわしくない行為をしたとき。

(醸出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の醸出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第10条 本法人に、次の役員を置く。

理事 20人以上30人以内

監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(役員を選任等)

第11条 理事及び監事は、総会において正会員(団体会員にあってはその代表者若しくはその指名に係る者)の中から選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事のいずれかと親族その他特殊の関係にある者の数が理事現在数のうちに占める割合は、3分の1以下とする。

また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下とする。

- 4 監事は、相互に親族その他特殊の関係にある者、理事の親族その他特殊の関係にある者若しくは職員であってはならない。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、本法人の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、会長、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款又は総会の議決に基づき本法人の業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事及び常務理事並びに会長が必要に応じて指名する理事は、常勤理事

会を構成し、本法人の日常業務に係る重要事項を処理する。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本法人の会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会及び理事会の招集を請求すること。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員現在数の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第15条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

(顧問)

第16条 本法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の委嘱期間は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(種別)

第17条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員現在数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第12条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他会務に関する重要な事項

(種別及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 1 2 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(常勤理事会)

第 31 条の 2 常勤理事会は、理事長、専務理事及び常務理事並びに会長が必要に応じて指名する理事をもって構成する。

2 常勤理事会は、本法人の日常の業務に係る重要事項を審議し、若しくは処理する。

3 常勤理事会は、必要に応じて理事長が招集し、その議長は、理事長がこれにあたる。

4 常勤理事会における主要事項は、その日以後において最も早い日に開催される理事会に報告するものとする。

第 32 条 削除

(議決等)

第 33 条 理事会には、定款に別に定めるもののほか、第 2 3 条から第 2 6 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 評議員会

(評議員)

第 34 条 会長は、理事会の承認を得て、評議員を委嘱することができる。

2 評議員は、30 人以上 45 人以内とする。

3 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じる。

(任期)

第 35 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

(評議員会)

第 36 条 評議員会は、必要なときに、会長がこれを招集する。

- 2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議する。
- 3 その他評議員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

第 7 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 37 条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 38 条 本法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、常勤理事会の議を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会及び総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度開始の日から 2 月以内に総会の議決を得るものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前項本文の理事会の議決により予算執行することを妨げない。
- 3 第 1 項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、当該事業年度開始後 2 月以内に届け出るものとする。
- 4 第 1 項の事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 41 条 本法人の事業報告書及び収支決算書は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会の議決を経て、当該事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 42 条 本法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短

期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

第45条 本法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定に基づき解散する。

2 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第46条 本法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又は本法人と類似の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、常勤理事会の議を経て、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、常勤理事会の議を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第48条 事務局には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事等の名簿及び履歴書
- (4) 職員の名簿及び履歴書
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 定款の定める機関の議事に関する書類
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(9) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項の書類及び帳簿のうち、第1号から第3号及び第5号に係るものは永年、第4号、第6号及び第7号に係るものは10年間、第8号に係るものは3年間保存するものとする。

第10章 補則

(細則)

第49条 本法人の運営に関し必要な細則は、常勤理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の設立許可のあった日〔平成2年11月1日〕から施行する。
- 2 本法人の設立初年度の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成4年3月31日までとする。
- 3 本法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 5 本法人の設立の際、財団法人日本科学技術連盟・科学技術国際交流推進センターの権利及び義務は、財団法人日本科学技術連盟の承認を得て、本法人に承継する。

附則

この定款の変更規定は、内閣総理大臣の認可のあった日〔平成3年6月27日〕から施行する。

附則

この定款の変更規定は、内閣総理大臣の認可のあった日〔平成5年11月25日〕から施行する。

附則

この定款の変更規定は、内閣総理大臣の認可のあった日〔平成6年6月7日〕から施行する。

附則

この定款の変更規定は、内閣総理大臣の認可のあった日〔平成9年7月14日〕から施行する。

附則

この定款の変更規定は、内閣総理大臣の認可のあった日〔平成10年7月3日〕から施行する。

附則

この定款の変更規定は、内閣総理大臣の認可のあった日〔平成12年12月26日〕から施行する。